

徳島県生活困窮者等就労準備支援事業実施要領

1. 事業の目的

本事業は、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者及び被保護者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的として、生活困窮者自立支援法第7条第1項に規定されている生活困窮者就労準備支援事業（以下「就労準備支援事業」という。）を実施するものである。

2. 事業の対象者

本事業の対象者については、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 申請日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

(2) 前号に該当する者に準ずる者として、次のいずれかに該当する者であること。

ア (1)のア又はイに該当する額のうち把握することが困難なものがあること。

イ (2)のアに該当しない者であつて、(1)のア又はイに該当するものとなるおそれがあること。

ウ 県が就労準備支援事業による支援が必要と認める者であること。

(3) 被保護者であり、本事業への参加を希望し、県が就労準備支援事業による支援が必要と認める者であること。

3. 事業の内容

(1) 支援内容

本事業は、就労準備支援プログラムに基づき、日常生活自立に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援を利用者の状況に応じて行う。

なお、事業を実施する中で把握した生活困窮者を自立相談支援機関につなぐ体制を確保するとともに、支援に当たっては、自立相談支援機関によるアセスメントやそれに基づく支援方針を十分に踏まえ、支援の実施状況等、適宜、自立相談支援機関と情報共有し、連携して支援を行うこと。

就労準備支援機関は、被保護者への事業実施に当たっては福祉事務所と連携を図り、

支援の実施状況等を福祉事務所に情報共有すること。

ア 就労準備支援プログラムの作成・見直し

支援を効果的・効率的に実施するため、利用者が抱える課題や支援の目標・具体的内容を記載した就労準備支援プログラムを作成する。就労準備支援プログラムは、支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

イ 日常生活自立に関する支援

適正な生活習慣の形成を促すため、うがい・手洗いや規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言・指導等を行う。

ウ 社会自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

エ 就労自立に関する支援

一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を行う。

(2) 支援の実施期間

1年を超えない期間とする。

なお、生活困窮者については、就労準備支援事業の利用終了後も一般就労につながらなかったケース等で、自立相談支援事業のアセスメントにおいて改めて就労準備支援事業を利用することが適当と判断されたときは、事業の再利用（就労準備支援事業の支援プログラムの再作成）が可能である。

被保護者については、福祉事務所の判断により、改めて本事業を利用することが適当と判断されたときは、1年の利用期間を終えてからの事業の再利用が可能である。

また、支援の結果、就職をした場合には原則として、本事業の利用は終了することとなるが、保護の実施機関が当該事業への継続した参加が適当と判断した場合には引き続き支援を継続して差し支えない。

(3) 就労自立支援訓練に必要となる就労体験の場を確保するため、県内の事業所に対して事業に対する理解・協力を求め、訓練者を受け入れてもらえる事業所を開拓する。

4. 就労準備支援担当者について

就労準備支援を行う担当者（就労準備支援担当者）については、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労準備支援事業に従事している者（従事していた者も含む。）など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であって、厚生労働省が実施する養成研修を受講している者であることが望ましい。

5. 留意事項

(1) 事業の実施に当たっては、国が定める「就労準備支援事業の手引き」を参照すること。

- (2) 就労準備支援に当たっては、国が定める「就労準備支援事業の手引き」に掲載されている様式を参考に、適宜使用すること。
- (3) 就労体験の利用者は、労働者性がないと認められる限りにおいて労働基準関係法令の適用対象外となるが、安全衛生面、災害補償面については、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮が必要であること。特に、災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入すること。
- (4) 工賃など個人に対する手当は、事業費から支出しないこと。ただし、生活困窮者については支援調整会議において、被保護者については福祉事務所において、当該支援対象者が一般就労の可能性が高くなると判断された場合については、次のとおり交通費を支給することができる。

ア 生活困窮者

就労体験先への交通費を事業費から支給する。

範囲 公共交通機関を利用して就労体験先へ行くための交通費の実費

上限 就労体験先1箇所あたり10営業日まで

1営業日あたり2,000円まで

1人あたり年間3箇所まで

イ 被保護者

就労体験先への交通費を一時扶助費の移送費により支給する。

範囲 公共交通機関を利用して就労体験先へ行くための交通費の実費

上限 就労体験先1箇所あたり10営業日まで

1営業日あたり2,000円まで

1人あたり年間3箇所まで

- (5) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。